

3-2 校舎の概要

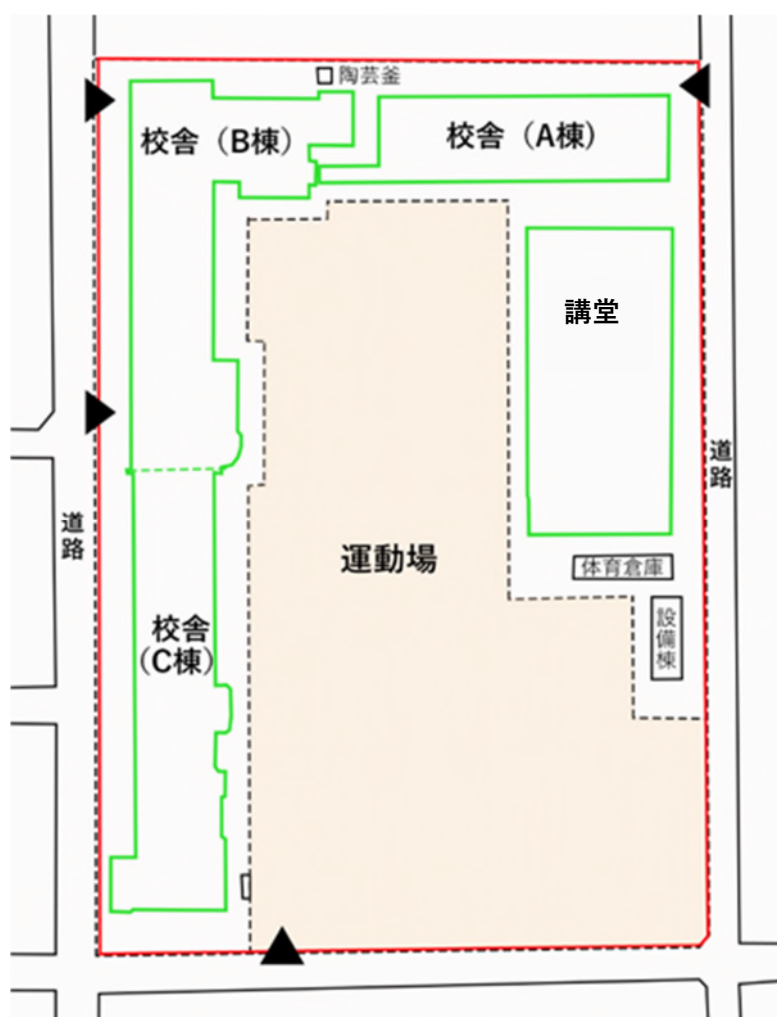


写真：御幸森小学校

所在地	大阪市生野区桃谷 5-5-37
土地所有者	大阪市
敷地面積	7,774 m ²
延べ床面積	6,004 m ²
防火地域	準防火地域
用途地域	第1種住居地域 ※敷地が複数の用途地域（第1種住居地域／近隣商業地域）内にあるため、敷地の用途制限は、面積が過半を占める第1種住居地域となる
容積率	300%：第1種住居地域と近隣商業地域共に容積率 300%による
建ぺい率	80%：第1種住居地域と近隣商業地域共に容積率 80%による
高さ制限	高さ制限は、用途の境界で分かれ、それぞれに適用する必要がある。 道路斜線：第1種住居地域（勾配 1.25）/近隣商業地域（勾配 1.5） 隣地斜線：第1種住居地域（勾配 1.25）/近隣商業地域（勾配 2.5）
道路の概要	東側：幅員約 4.0m 建築基準法 第 42 条 2 項道路 南側：幅員約 4.0m 認定道路 西側：幅員約 4.9m（うち歩道約 1.3m）認定道路
避難所指定	災害対策基本法による指定避難所（校舎・講堂）・指定緊急避難場所（運動場）
アクセス	JR 大阪環状線 桃谷駅 東へ約 1.2km JR 大阪環状線、近鉄大阪線/奈良線、大阪メトロ千日前線 鶴橋駅 南東へ 1.5km

施設名	延べ床面積	建築竣工年	構造/階数	備考
校舎 (A棟)	711 m ²	昭和 49(1974)年	RC 造 2 階建 + 屋上	耐震補強済み
校舎 (B棟)	2,027 m ²	平成 7(1995)年	RC 造 4 階建	新耐震基準適合
校舎 (C棟)	1,839 m ²	平成 9(1997)年	RC 造 4 階建 (屋上含む)	新耐震基準適合
講堂	1,359 m ²	昭和 51(1976)年 昭和 54(1979)年	RC 造 4 階建 + 屋上	耐震補強済み
体育倉庫	36 m ²	昭和 52(1977)年	S 造 1 階建	
設備棟	28 m ²	平成 9(1997)年	RC 造 1 階建	
陶芸釜	4 m ²	平成 8(1996)年	S 造 1 階建	
運動場	2,920 m ²	—	—	

[構造/階数] RC: 鉄筋コンクリート造 S:鉄骨その他造



図：配置図

3-3 立地特性・地域のポテンシャル

生野区は、外国人住民比率が約20%で、その8割近くが韓国・朝鮮籍と、大阪市内でも外国人住民が集住する地域であり、国籍数にすると約60カ国にのぼり、多文化の共存するエリアとなる。また、近年は中国人やベトナム人などの留学生や技能実習生といったニューカマーによる外国人住民の多国籍化が進んでおり、そうした外国人住民への職、言語といった多文化共生に向けた支援が求められているエリアでもある。

参照：IKUNO・多文化ふらっと発足記念シンポジウム「生野区の多文化共生～人が人として知り合う・つながるまち」

そんな中で、御幸森小学校の周辺エリアは、「猪飼野」(‘猪’(豚)を‘飼’う地)と呼ばれ、「百済」から来た多くの渡来人が住んでいたという朝鮮半島とも深い関係がある歴史を持つエリアである。

エリア内にあるコリアタウン(御幸通商店街)はJR環状線の鶴橋駅と桃谷駅の間にある商店街で、韓国食料品店や飲食店、民族衣装の店が500m程の通りに約140店舗が軒を並べている。多くは在日コリアンの人々による経営で、街中はハングルにあふれ、全国で最も在日コリアンの人々が集中するエリアとなる。近年では他の地方から修学旅行などで訪れる中高生を相手にキムチ作り体験やハングル教室、街案内なども行われている。

また、この地域では、多文化共生をテーマにした学びの場として、フィールドワークや体験型学習も盛んに行われており、全国から社会見学、修学旅行や人権研修として大勢の人が訪問している。さらに、近年は大学等の研究機関からの調査研究をはじめとする連携も増加している。

参照：「くらしと教育をつなぐ we」この町の「ステキ」を知る

参照：<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000348474.html>



コリアタウンの街並み



キムチなどを販売するお店

写真：<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000348474.html>

4 校舎活用コンセプト

4-1 基本的な考え方

(1) 防災拠点としての機能を有することが大前提

生野区の西部地域は密集住宅市街地で防災上も危険なエリアであり、避難所確保の必要性から「小学校の跡地に関しては防災拠点として残す」方針であり、閉校する小学校跡地は売却処分とせず、災害時の避難場所として残し、避難所の運営や避難生活時に必要となる資機材の配備など、防災拠点機能を有することを前提に活用を行っていく。

(2) 地域コミュニティ機能

地域コミュニティ機能を有するため、現在学校を活用して行われている地域活動については、できる限り活動団体のニーズを踏まえた対応をしていく。これからの地域活動については、地域ニーズを踏まえながら事業者・地域と協議のうえ対応していく。

(3) パブリックマインドと地域連携・地域貢献

パブリックマインドを有した事業者により、地域住民と緊密に連携し、地域貢献に資するような活用をしていく。

(4) 持続可能な跡地運営のスキームの導入

事業者と地域との連携・協働のもと、民間のノウハウを活用した自律的で持続可能な運営の仕組みを導入する。

(5) 校舎活用の「エリアへの波及力」の視点

校舎活用は、校舎単体だけではなく、周辺エリアと繋がりを持つものという認識のもと、周辺エリアも含めたまちづくりの視点を持った活用をしていく。

※「エリアの波及」とは活用事業が中長期的に周辺エリアおよび生野区のまちの魅力・価値を高め、地域住民・区民の暮らしの豊かさ、持続性を高めることにつながっていくことと定義する



(6) 学校跡地を核としたまちづくり構想の「学び」の視点

まちづくり構想では、子どもたちや子育て世代をはじめ、多世代にわたって魅力的な環境を創出していくために、学びの場はまち全体にあると捉え（まちぐるみ教育）、今すでにある生野区の産業や人材、文化などの強みを活かしながら「新しい学びのかたち（みんなの学校）」をつくり、学校跡地を核として生野区のまち全体の再生につなげていく考え方・ビジョンが示されている。本構想を踏まえ、生野区の課題を解決し、まち全体の再生ビジョンを実現するために、新しい「学び」の視点を持った活用をしていく。

4-2 活用に当たっての要件

4-1における「基本的な考え方」を踏まえ、まちづくり構想の「みんなの学校/まちぐるみ教育」の考えを実現していくために、次の「前提要件（各校共通）」、「望まれる要件（各校共通）」、「御幸森小学校で特に望まれる要件」の3つの枠を設定し、これらの要件に沿った活用を行う。

1. 前提要件（各校共通）

校舎活用において前提となる要件

- 災害時には避難所として開放するとともに、地域の防災拠点の機能を有するもの
- パブリックマインドを持った活用とし、地域と緊密に連携し、地域貢献に資する地域コミュニティ機能を有するもの
- 基本的に校舎施設全体を一括して運営しつつ、かつ持続可能な運営となるもの

2. 望まれる要件（各校共通）

校舎活用において望ましいとされる要件

- 人々に居場所と持ち場を提供できる地域包摂的視点を有するもの
- 周辺エリアの特徴・文化を活かした様々な学びの機会や雇用の場の創出へつなげ、生野区ならではの教育・仕事・暮らしをまち全体で育てていく拠点となるもの
- 周辺エリアとのつながり・波及と地域活性化が見込めるもの

3. 御幸森小学校で特に望まれる要件

御幸森小学校の校舎活用において特に望ましいとされる要件

- 多文化・多世代が共生できる場所となるもの
- 校区域ならではの文化を活かした、様々な学びの機会が得られる場所となるもの

5 利用区画と用途内容

学校跡地の活用にあたって、地域の避難所・防災拠点の機能および地域コミュニティ機能を有することが前提となっていることから、施設を活用・運営する事業者の利用区画と用途内容をあらかじめ定めておく必要がある。

よって、本計画において、御幸森小学校の活用における用途を以下のとおり定めている。

5-1 平常時の用途

該当スペース	用途内容
校舎（屋上および屋上プールを含む。ただし、1階多目的室及び図書室は除く）	事業者提案による活用可能スペース
講堂（3階部分の教室および屋上を含む）	
その他の敷地（外構部分等）	
運動場（遊具・体育倉庫等含む）	事業者提案による活用可能スペース ただし、災害時の緊急避難スペースのため増築等は不可
多目的室（校舎1階部分）	事業者提案による活用可能スペース 地域コミュニティスペースとしての活用を条件
図書室（校舎1階部分）	事業者提案による活用可能スペース 地域のための図書スペースとしての活用を条件 ※新しい再編先の小学校における本市「児童いきいき放課後事業」からの児童生徒を保護者等が迎える場を兼ねた運営も想定している。
備蓄倉庫（講堂2階部分）	災害時の備蓄物資の保管等のスペース

5-2 災害時に避難所として活用するスペース

該当スペース	避難所として活用するための条件
講堂（1階部分）	<ul style="list-style-type: none"> 避難所として活用するスペースについては、災害時に即時開放できるように、平常時は可動式で収納可能な備品・物品のみ設置可能とします。 校舎から開放する8教室については、理科室等の特別教室ではなく、通常の広さの教室（普通教室等）とします。
多目的室（校舎1階部分）	
校舎のうち8教室（指定なし）	
運動場	
備蓄倉庫（講堂2階部分）	災害時の備蓄物資の保管等のスペース

※ 運動場を除いて、活用内容に応じた改修・改装等は可能（施設の構造に重大な影響を与えるものは不可。詳しくは本市を含む関係部署と要協議）とする。

※ 契約終了時には本市との協議により、事業者負担のもと原状復帰のうえ返還するものとする。また、記念碑や樹木については、地域・本市と協議のうえ取り扱うものとする。